住所　千葉県野田市山崎1944番地３
　朴永夏　昭和33年６月８日生
住所　川崎市麻生区王禅寺東６丁目６番18号
　李永虎　昭和48年８月19日生
住所　大阪府八尾市志紀町南２丁目１番地１
　金泰憲　昭和57年３月12日生
住所　滋賀県大津市日吉台１丁目13番８号
　ダニエル・ジネリ　昭和53年９月14日生
住所　東京都八王子市暁町３丁目10番５号
　シーナ・レイエス・タケダ　昭和60年６月24日生
住所　東京都武蔵野市境南町２丁目10番５―606号
　崔明花　昭和53年４月９日生
住所　千葉県市川市相之川２丁目７番18―411号
　李南　昭和56年１月17日生
住所　名古屋市南区丹後通１丁目１番地16
　金昌代　昭和52年１月18日生
　金仁照　平成12年２月27日生
　金康平　平成14年７月８日生
住所　名古屋市南区豊田５丁目15番41号
　金仁美　昭和57年５月16日生
住所　東京都杉並区阿佐谷南２丁目５番10号
　林芳　昭和47年１月１日生
住所　横浜市中区山下町118番地
　梁徳　昭和21年６月５日生
　楊美玲　昭和25年１月20日生
　梁彩珠　昭和50年３月２日生
　梁馨民　昭和53年４月10日生
住所　相模原市南区南台２丁目２番16号
　孫久子　昭和54年８月18日生
住所　群馬県高崎市吉井町南陽台１丁目１番地４
　王艷滹　昭和51年７月22日生
住所　千葉県松戸市紙敷127番地２
　徐惠美子　昭和18年２月23日生
　羅信行　昭和47年７月25日生
住所　千葉県成田市玉造４丁目38番地３
　王[illegible]　昭和44年３月24日生

○財務省告示第三百五十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定する。

平成二十二年十一月一日

財務大臣　野田　佳彦

川内港指定保税地域

一　土地

鹿児島県薩摩川内市港町字唐山六一一〇番一八三にある北緯三一度五一分二五秒、東経一三〇度一一分四二秒の地点を起点とし、同地点から一一〇度〇九分四九秒の方向に引いた線上七八・五二〇メートルの地点をアとし、同地点から起点とアを結ぶ線に右回りに二六九度三六分一四秒の角度で引いた線上一八・八〇五メートルの地点をイとし、同地点からアとイを結ぶ線に右回りに八七度二五分三二秒の角度で引いた線上〇・八九〇メートルの地点をウとし、同地点からイとウを結ぶ線に右回りに二七二度五七分二六秒の角度で引いた線上八八・三〇二メートルの地点をエとし、同地点からウとエを結ぶ線に右回りに一二七度五九分三八秒の角度で引いた線上六・一〇一メートルの地点をオとし、同地点からエとオを結ぶ線に右回りに一四一度三二分四五秒の角度で引いた線上三・九八六メートルの地点をカとし、同地点からオとカを結ぶ線に右回りに二七〇度三六分一八秒の角度で引いた線上一九・七一二メートルの地点をキとし、同地点からカとキを結ぶ線に右回りに八九度四八分四四秒の角度で引いた線上一三三・〇五四メートルの地点をクとし、同地点からキとクを結ぶ線に右回りに二一二度四一分一〇秒の角度で引いた線上九・二一三メートルの地点をケとし、同地点からクとケを結ぶ線に右回りに二三七度一三分四〇秒の角度で引いた線上一五・九一八メートルの地点をコとし、同地点からケとコを結ぶ線に右回りに九〇度〇五分五二秒の角度で引いた線上五四・八〇五メートルの地点をサとし、同地点からコとサを結ぶ線に右回りに二七一度〇〇分五四秒の角度で引いた線上四九・二六五メートルの地点をシとし、同地点からサとシを結ぶ線に右回りに二六九度〇一分四二秒の角度で引いた線上二八三・〇四四メートルの地点をスとし、これらの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地二九、二三八・七四平方メートル

二　建設物その他の施設

名　称　川内港京泊上屋
所在地　鹿児島県薩摩川内市港町字唐山六一一〇番一七六
構　造　鉄筋コンクリート造平家建
面　積　一、八四八・二五平方メートル

○厚生労働省告示第三百七十八号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である財団法人千葉県薬剤師会検査センターについて、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十二年九月六日をもってその試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十一月一日　　厚生労働大臣　細川　律夫

変更前の試験検査を行う事業所の所在地　　変更後の試験検査を行う事業所の所在地

千葉県千葉市緑区大野台二丁目三番三十六号　　千葉県千葉市中央区出洲十四番十二号

○厚生労働省告示第三百七十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月一日　　厚生労働大臣　細川　律夫

第三に次の二号を加える。

三十　重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する心停止ドナーからの膵島移植　重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病

三十一　転移性又は再発の腎細胞がんに対するピロリン酸モノエステル誘導γδ型T細胞及び含窒素ビスホスホン酸を用いた免疫療法　サイトカイン不応性の転移性又は再発の腎細胞がん

○農林水産省告示第千八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂本字平仁田一一〇八、一一一〇・一一一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平仁田一一一〇・一一一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市車帰字堤ノ本三三九、三四一の一から三四一の三まで、三四三の一、三四四の一、三四四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦